

日本語能力試験受験料助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、子どものための日本語学習支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下「機構」という。）が、日本語能力試験受験料助成事業を実施するために必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 本事業の助成対象者は、要綱第2条に掲げる子どもとする。

(助成内容)

第3条 本事業の助成対象経費は、公益財団法人日本国際教育支援協会等が実施する日本語能力試験（以下「試験」という。）に係る受験料(1回)の全額とする。

2 年度毎の助成回数は、に1人当たり2回までとする。

(申請等)

第4条 本事業の助成を希望する者は、日本語能力試験受験料助成申請書（様式1）により試験実施の1カ月前までにメール又は郵送にて、機構へ申込むものとする。

2 機構は、前項の申請書に基づき、内容を審査し、助成を認定するときは、日本語能力試験受験料助成認定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の通知後、申請者は、機構が定める日までに、日本語能力試験受験料助成事業請求書（様式3）に係る書類の写し、機構へ提出する。

4 機構は、前項の請求書等を受領後、申請者に対して受験料相当額を支給するものとする。

(認定の取消し等)

第5条 機構は、前条第2項の認定を受けた申請者について以下の事由が判明した場合は、当該申請者に対して助成金の返還を求める。

(1) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき

(2) 助成を目的外に使用したとき

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。